

宅地建物取引業者が提出すべき変更届等書類一覧表

(R8.10現在)

☆印 県HPIに様式有→ 必要書類		☆ 変更届出書	☆ 廃業等届出書	☆ 案内所等の届出書	☆ 誓約書	☆ 略歴書	☆ 専任の宅地建物取引士設置証明書	☆ 事務所を使用する書面 権限に関する書面	☆ 略歴書（専任の宅地建物取引士等）	☆ 代表者等の連絡先に関する調書	履歴事項全部証明書（不要）	身分証明書	登記されていないこと の証明書	戸籍抄本	☆ 事務所の案内図	☆ 事務所の写真	☆ 従業者変更届出書	☆ 免許証 書換交付申請書	☆ 免許証再交付申請書	旧免許証	その他	
										(注14)	(注4)	(注5)	(注5)					(注10)	(注11)			
変更事項等	1 商号又は名称の変更	○														○		○		○		
	2 主たる事務所の移転	○						○							○	○		○		○	(注6)	
	3 従たる事務所の新設・移転	○						○							○	○	△				(注6)	
	4 " 廃止	○															○					
	5 代表者の就任（法人のみ）	○			○	○				○		○	○				△	○		○		
	6 " 退任（法人のみ）																					
	7 " 氏名の改姓		○							○		○						○		○		
	8 役員の就任	○			○	○				○		○ (注7)	○ (注7)				△					
	9 " 退任																					
	10 " 氏名改姓		○							○			○									
	11 政令使用人の就任	○			○	○				○		○ (注7)	○ (注7)				△					
	12 " 退任																					
	13 " 氏名改姓		○							○			○									
	14 専任の宅地建物取引士の就任・増員	○					○		○ (注13)								△					(注8)
	15 " 退任																				(注8)	
	16 " 氏名改姓		○										○									(注8)
	17 宅地建物取引業の廃業		○												△						○	(注8) (注9)
	18 従業者の就退任、支店間異動 (注10)																	○				
	19 免許証再交付(紛失・汚損等)																			○	△	
	20 50条2項の案内所の設置 (注12)			○												○						

提出期限	提出部数	提出先
(注1)	(注2)	(注3)
30日以内	3部	管轄の建設事務所
10日前迄	2部	建築住宅課

※書類は、表の左側から順に揃え、クリップ等でまとめてください(A4片面印刷をお願いします。袋とじ不可。)

※各種証明書は3ヶ月以内に発行されたものを使用してください。

(注1)提出期限:提出期限の基準日は、変更事項等が生じた日です。(原因日であり、登記の日ではありません。)

(注2)提出部数:正本1部。副本2部は正本のコピーとする(ただし写真はカラーとする)。

1部は業者控として、管轄の建設事務所で受理印押印後、返却します。

(注3)提出先:1から19までの書類について、紙申請の場合は、必ず、事務所の所在地を管轄する建設事務所に**持参**してください(郵送不可)。

(注4)履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本):添付不要(令和8年10月1日～)。

(注5)身分証明書等:成年被後見人、禁治産者等に該当し、必要な証明を受けられない場合は、宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。

(注6)事務所の移転、事務所の設置:事務所の使用権原を確認するために、事務所の賃貸借契約書や、所有権を証する書類のコピーの提出をお願いします。

また、事務所の移転及び設置の際に、他の変更がある場合は、該当する項目の必要書類の添付も必要です(政令使用人の就退任や専任の取引士の就退任等)。

(注7)役員の就任:次の場合は「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」は省略できます(略歴書は省略できません)。

○直近の申請等(新規、更新、変更)において、既に提出済みの場合。

(注8)専任の宅地建物取引士就退任等、宅地建物取引業の廃業:業者免許に係る変更届出書の他に、取引士本人から「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」(様式第7号)の提出も併せて必要となります。この変更登録申請書は、直接、建築住宅課に提出してください(建設事務所の経由なし)。

(注9)宅地建物取引業の廃業:

◆代表者以外が提出書類を持参される場合は、代表者印による委任状と来所者の身分証明書(運転免許証等)が必要です。

◆廃業の事由によって、旧免許証以外に次の書類が必要となります。

○廃止(法人、個人) 特になし

○死亡(個人のみ) 戸籍又は除籍謄本(死亡日と、相続人(=届出者)であることが確認できるもの)

○合併による消滅(法人のみ) 特になし

○破産(法人、個人) 破産手続き開始決定通知又は破産管財人証明書

○解散(法人) 特になし

(注10)従業者変更届出書:

◆「△印」:従業者としての就退任がなければ不要。

不要の場合の例:○非常勤役員で従業者として勤務しない場合

○もともと従業者登録していた者が、代表者、専取、政令使用人に就任する場合

○代表者、専取、政令使用人を退任した後も、従事者として引き続き勤務する場合 など

◆届出の対象となる宅建業の従業者は

○兼業がある業者の場合:「代表者」、「宅建業を担当する役員(非常勤は除く)」、「宅建業に従業する者(宅建の**営業職**はすべて)(事務職は宅建業の比重により判断)」

○兼業がない業者の場合:「代表者」、「役員(非常勤は除く)」、「すべての従業者(宅地建物取引に直接的な関係が乏しい業務に臨時的に従事する者は除く)」

◆「主たる業務」欄:代表者、営業、経理等の業務内容をご記入ください。また、専任の宅地建物取引士は「専取」、政令使用人については「政令」とご記入ください。

(注11)免許証書換え交付申請書:業者免許証の書換え交付申請を国土交通省手続業務一環処理システム(eMLIT)により電子で行う場合のみ「添付書類送付票」の追加提出が必要。

電子申請の詳細及び「添付書類送付票」の様式ダウンロードは右のURLを参照 ➡ https://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/takkengyou/denshi_shinsei.html

(注12)法50条2項の届出:免許権者及び案内所等の所在地を管轄する都道府県の両方に提出が必要です(山梨県以外に提出される場合の提出方法は各提出先にお問い合わせください)。

(注13)略歴書(専任の宅地建物取引士等):専任の取引士が代表者または役員または政令使用人を兼任する場合は、添付書類(3)の略歴書を使用

(注14)代表者等の連絡先に関する調書:変更のあった者のみ記入する

※ その他特別の事情等により、別途書類が必要となる場合があります。

～ 宅地建物取引業の免許申請書及び変更届出書により取得する個人情報、次の目的で利用します～

1 免許申請の審査事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う審査事務において相互に利用する場合を含む)

2 免許を受けた者に対する指導監督等の事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う指導監督等事務において相互に利用する場合を含む)

3 免許申請書等の閲覧

(問い合わせ先) 山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730